

鎌議調第 572 号
令和2年(2020年)12月21日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市議会議長 久坂 くにえ



補助犬と暮らすフレンドリーなまち鎌倉の実現に向けての提言に
ついて (送付)

令和2年(2020年)12月18日開催の各派代表者会議において、議員有志により構成された「補助犬と暮らすフレンドリーなまち鎌倉を実現する政策法務研究会」から提出された「補助犬と暮らすフレンドリーなまち鎌倉の実現に向けての提言」を全会一致により、市長宛て送付することが確認されましたので、別紙のとおり送付いたします。

今後の予算措置並びに施策展開について、ぜひ御検討くださいますよう、お願いいたします。なお、検討結果については後日御回答いただきますよう、併せてお願いいたします。

事務担当は、議会事務局議事調査課 鈴木
電話 内線2448

2020年12月18日

補助犬と暮らすフレンドリーなまち鎌倉を実現する政策法務研究会からの
提言について

同研究会代表 吉岡和江

本市では「共生社会の実現を目指す条例」を制定し、SDGs 未来都市にも選定されており、誰もが尊重され、その人らしく暮らし、活動できるまちづくりは大きな目標です。その実質的な取組の一つとして補助犬受け入れ拒否ゼロを目指す「補助犬にフレンドリーなまちを実現すること」を旗印として政策法務研究会はスタートしました。

盲導犬を伴いやつとの思いでたどり着いたお店。そのお店で盲導犬と一緒にいるという事から立ち入りを断られる。外出自体が高いハードルであり、様々な葛藤を乗り越えて、勇気を持って外出してもこうした事態に出会うことの辛さ。

こんな現状をぜひ鎌倉から変えてほしいという盲導犬ユーザーの方の思いを頂き、各団体へのヒヤリング、研究を重ねてきました。

当研究会はこの度以下の提言をとりまとめました。盲導犬を始めとする補助犬を取り巻く環境整備については法整備が一定程度進んではおりますが、上記のように、法律と現実には大きな乖離があります。

その乖離を埋め、真に障害者の方の権利が尊重され、障害者の皆さんが円滑に生活し、そして訪れ、活動できるまちを実現するよう、行政におかれましては、今後の予算措置、並びに施策展開に取り組まれますよう要望いたします。

補助犬と暮らすフレンドリーなまち鎌倉の実現に向けての提言

1. 盲導犬、聴導犬を始めとする補助犬への理解と普及啓発に取り組むこと。
補助犬を連れた障害者の方等へ「信号機前の声掛け運動」などわかりやすく、取り組みやすい運動を市民に提案し、参加を呼びかけること。
事業者に対しては、バリアフリーなど各改修のための補助金の創設等、ハード面からも受け入れをスムーズに行える支援を検討すること。
2. 現在市で策定中の「手話及び点字等による情報取得及び意思疎通に係る条例」において、補助犬並びに補助犬ユーザーも念頭にいった策定を検討すること。
また本条例を実質的に推進するため、各関係団体が参画する推進協議体の設置を検討すること。

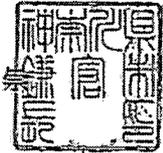
以上

鎌 障 第 6 2 5 3 号

令和3年(2021年)1月28日

鎌倉市議会議員 久坂 くにえ 様

鎌倉市長 松尾



補助犬と暮らすフレンドリーなまち鎌倉の実現に向けての提言について (回答)

令和2年12月21日付鎌議調第572号にて送付されました補助犬と暮らすフレンドリーなまち鎌倉の実現に向けての提言につきまして、回答いたします。

提言事項1

盲導犬、聴導犬を始めとする補助犬への理解と普及啓発に取り組むこと。
補助犬を連れた障害者の方等へ「信号機前の声掛け運動」などわかりやすく、取り組みやすい運動を市民に提案し、参加を呼びかけること。
事業者に対しては、バリアフリーなど各改修のための補助金の創設等、ハード面からも受け入れをスムーズに行える支援を検討すること。

(回答)

盲導犬、聴導犬を始めとする身体障害者補助犬への理解と普及啓発につきましては、障害福祉課において、障害の理解促進のためのパンフレット配布や広報かまくらでの合理的な配慮の呼びかけを通じて実施しているところです。今後も市民の理解を促進するため、提言いただいた信号機前の声掛けなど市民が参加しやすい取組の検討を含め、引き続き、普及啓発を実施してまいります。

ハード面が障害となって障害のある方の受け入れが難しい場所を改修する事業者に対する支援に関しては、現在、国土交通省が「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(以下、「ガイドライン」という。)」の改正から約2年半以上経過したことから、障害者団体等からの要望を踏まえ、ガイドラインの必要な見直しの検討を行っているところであり、小規模店舗のバリアフリー化についても検討がなされていることから、今後の国の動向を把握し、必要な検討を行ってまいります。

提言事項2

現在市で策定中の「手話及び点字等による情報取得及び意思疎通に係る条例」において、補助犬並びに補助犬ユーザーも念頭にいたった策定を検討すること。
また本条例を実質的に推進するため、各関係団体が参画する推進協議体の設置を検討すること。

(回答)

(仮称)手話及び点字等による情報取得及び意思疎通に係る条例における意思疎通手段には、身体障害者補助犬を含んでいます。つきましては、意思疎通手段の選択と利用機会の確保を促進するための施策について、身体障害者補助犬を念頭に入れて推進してまいります。なお、当該条例につきましては、令和3年7月1日施行を目指しており、現在実施している当該条例へのパブリックコメントの意見を踏まえ、具体的な事業の実施に当たって必要となる予算を措置するよう努めてまいります。

また、関係団体が参画する推進協議体の設置につきましては、地域の課題等についての協議や障害福祉の増進を図るための取組を行う鎌倉市障害者支援協議会など既存の協議会があることから、それらの協議会を活用することとし、併せて、必要に応じヒアリングを実施するなど広く意見を聴きながら施策の推進に努めてまいります。

事務担当は、健康福祉部障害福祉課障害福祉担当

内線 2369